

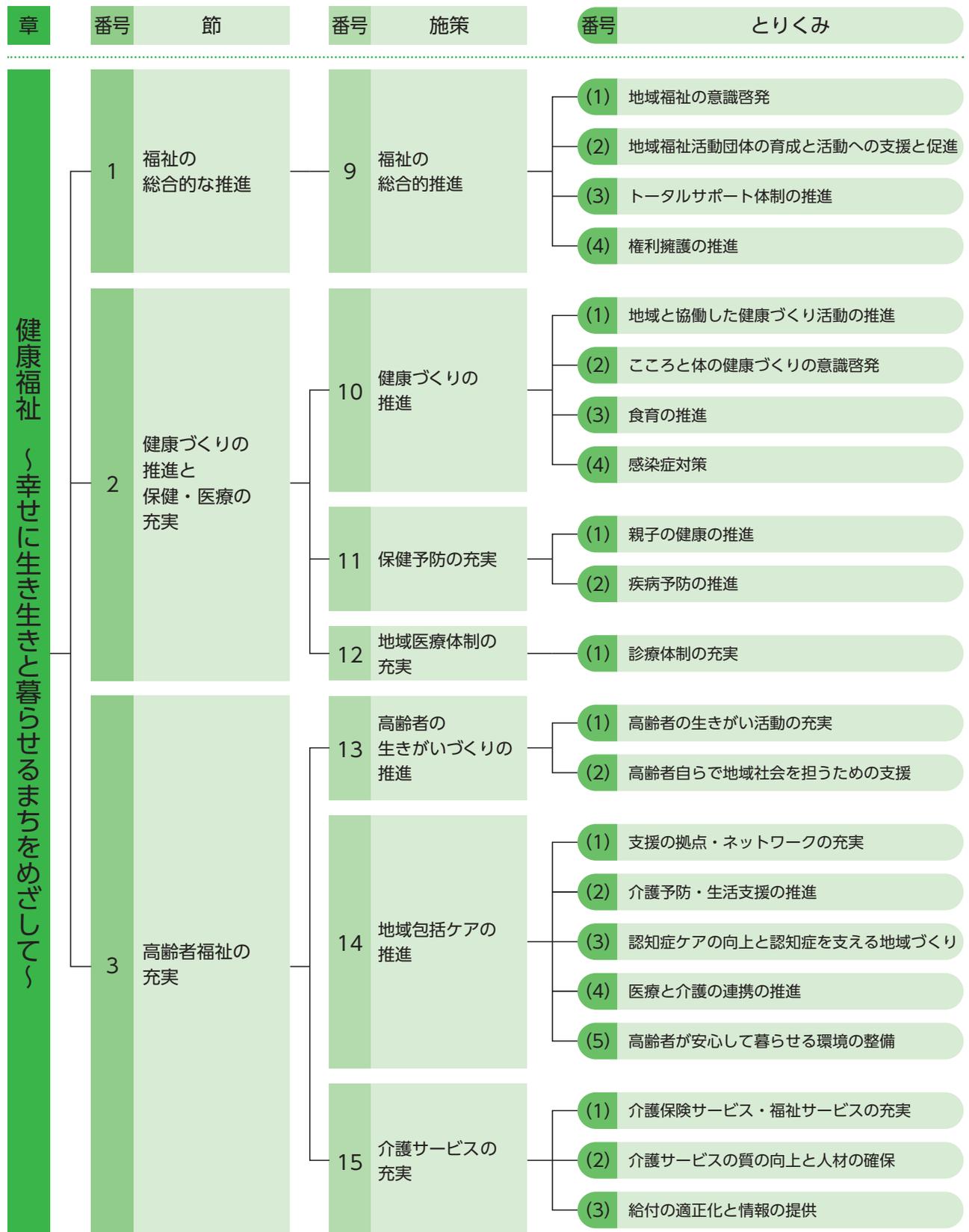
第2章

健康福祉

～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

II. 後期基本計画

第2章 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～



Ⅱ. 後期基本計画

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
健康福祉 く幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして	4	障害者福祉の充実	16	障害者の自立支援の促進	(1)	障害福祉サービスの利用促進
					(2)	障害者支援の充実
			(3)	相談支援体制の充実		
			17	障害者の社会参加の促進	(1)	障害者の就労の促進
	(2)	障害者の文化・スポーツ活動などの推進				
	5	児童福祉の充実	18	仕事と子育ての両立支援	(1)	保育施設の整備と保育内容の充実
					(2)	基幹型保育所に位置付けた公立保育所の体制整備
					(3)	公立保育所の環境整備
					(4)	学童保育の充実
			19	子育て支援の充実	(1)	子育て支援サービスの充実
					(2)	相談体制の充実
					(3)	子育て支援ネットワークの充実
(4)					児童館サービスの充実	
20	ひとり親家庭の自立支援の推進	(1)	経済的な支援と相談援助による自立支援の推進			
21	児童虐待防止対策の充実	(1)	児童虐待防止対策の充実			
6	社会保障の推進	22	社会保障制度の円滑な運用	(1)	生活困窮者への自立支援	
				(2)	国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の円滑な運営	
				(3)	介護保険制度の円滑な運営	
				(4)	国民年金制度の啓発	

施策9

福祉の総合的な推進

施策の目指す姿

地域福祉への意識が向上し、地域福祉に取り組む担い手が増加するとともに、活発に活動を展開することにより、だれもが住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域共生社会が実現されています。また、福祉サービスの総合的な支援体制の整備により、複合的な課題を抱える世帯などへの迅速で適切な対応が行われています。

施策の現状

本市では、地域福祉に関する計画を策定し、社会福祉協議会との連携のもと、地域住民とのつながりを深めた地域福祉活動を促進してきましたが、この間、少子高齢、人口減少が進み、社会的孤立や貧困問題など複合的で複雑化した課題が顕在化してきました。

こうした課題の解決に向けては、地域住民が自ら取り組む自助、近所での支え合いをはじめ、NPO、事業者、社会福祉協議会等が地域で協力して取り組む共助の力を高め、公的福祉サービスなどの公助との連携による福祉の総合的な推進に取り組んでいます。特に、複合的で複雑化した課題を抱える世帯に対しては、総合的に相談を受け付け、関係機関との連携により適切な支援を行えるトータルサポート体制^{※1}を整備し、支援に取り組んでいます。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるように、成年後見制度の普及啓発など、権利擁護の推進に取り組んでいます。

施策の課題

- 福祉の総合的な推進のため、地域住民、福祉活動者・団体の継続的な連携を実現し、公的な支援体制とあいまって、地域の課題に取り組む体制が必要です。

※1 トータルサポート体制とは

経済的な困窮、社会的な孤立、障害者と要介護高齢者が同居する複合課題など様々な地域福祉課題を抱える世帯に対し、自助・共助・公助の適切な組み合わせにより、総合的に支援する仕組みのこと。

※2 常設活動拠点とは

多世代の交流ができる地域の居場所であり、地域福祉活動を行う者の拠点となる常設型のサロンで地域住民等が主体となって運営するもの。

主なとりくみ

(1) 地域福祉の意識啓発

- 講座、シンポジウム、研修会などの開催を通じて、地域福祉に関する意識啓発を行います。
- 地域福祉活動団体などの先進的な取り組みが市民に広く認知・理解されるよう、パネル展の開催や公式ホームページによる情報発信を行います。

(2) 地域福祉活動団体の育成と活動への支援と促進

- 地域住民が主体となって、見守り、社会的な孤立の予防、生活支援などの活動を行う地域福祉活動団体の設立に対する支援を行います。
- 地域住民が身近な地域に開設・運営するコミュニティサロンの設立を促進します。

(3) トータルサポート体制の推進

- トータルサポート体制の実施状況を検証し、体制を充実することで、複合的な課題を抱える世帯などに対する総合的な支援に取り組みます。

(4) 権利擁護の推進

- 成年後見制度の利用を促進するための中核となる機関の設置などにより、成年後見制度の普及啓発や利用の促進など権利擁護の推進に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
全世代型の地域住民による常設活動拠点 ^{*2} のか所数	3か所	5か所

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- お互い様の気持ちで、身近なところから地域活動に参加しましょう。
- それぞれの地域で、様々な団体（地域福祉活動団体、自治会、学校、民生委員等）や地域の人々がより連携して、だれにでも優しい地域づくりを進めましょう。
- 事業者等は、社会貢献の一環としてできるところから地域福祉に参入しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール10 人や国の不平等をなくそう
- ゴール16 平和と公正をすべての人に
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策10 健康づくりの推進

施策の目指す姿

こころと体の健康づくりにより、自分の健康は自分で守るという意識が浸透し、市民一人一人が健康な生活を送っています。

施策の現状

本市では、健康日本21狭山市計画・狭山市食育推進計画に基づき、市民一人一人に対する健康づくりの意識啓発を進めるとともに、健康づくりに取り組む団体との連携により、健康づくりを推進してきました。

狭山市民健康意識実態調査（平成27年12月）の結果、健康への留意度については、普段から健康に気をつけている市民の割合は68.6%で、運動不足を感じている市民の割合が77.7%となっています。このような結果を踏まえ、運動するきっかけづくりとして、健康づくりの意識啓発事業を更に充実させるとともに、健康づくりに取り組む団体が活発に活動できるよう支援しています。

社会的関心が高いこころの健康については、健康づくりの意識啓発事業において、その重要性を周知するとともに、精神保健事業を推進しています。

自殺予防対策については、狭山市自殺対策計画に基づき、関係機関と横断的に取り組んでいます。

食育については、朝食欠食や偏った食事などの食習慣の乱れを改善するため、食に関する意識啓発に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症への対応として、マスクの着用や手洗い、手指の消毒の徹底を呼び掛けるなど、新たな生活様式の普及啓発に取り組んでいます。

施策の課題

- 心身ともに健康な生活を送るため、地域における健康づくりの取り組みをより一層充実させるとともに食の大切さについての意識啓発が必要です。

※1 すこやかさやま連絡協議会とは

狭山市健康づくり推進協議会、すこやか体操普及指導員連絡会で構成し、食育、運動、研修、健康づくりなどの実践活動を行っている組織のこと。

※2 65歳健康寿命とは

65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のこと。
具体的には介護保険制度上の「要介護2以上」になるまでの期間のこと。

主なとりくみ

(1) 地域と協働した健康づくり活動の推進

- すこやかさやま連絡協議会*¹ やその構成団体との協働により、地域における健康づくり活動を推進します。また、活動の新たな担い手の育成を推進します。
- 健康づくり活動の場として、スポーツ・レクリエーション施設の活用を促進します。

(2) こころと体の健康づくりの意識啓発

- 市民自らが健康づくり活動を行えるよう、各種講演会・講座の開催やウォーキングの実践、市内3か所の公園に設置してある健康遊具の利用促進などにより、健康づくりに対する意識啓発に取り組みます。
- メンタルヘルスとしての精神保健の推進とともに、狭山市自殺対策計画に基づき、自殺対策会議のほか、関係機関との連携による各種事業の実施を通じ、こころの健康づくりに対する意識啓発に取り組みます。

(3) 食育の推進

- 関係機関と連携し、食育に関する取り組みの情報発信を行い、食の大切さについての意識啓発に取り組み、食育を推進します。

(4) 感染症対策

- 関係機関と連携し、正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行うとともに、適切な医療の提供体制を確保するなど、感染症の拡大防止に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
65歳健康寿命* ² の延伸	男性 18.21年 女性 20.94年	男性 19.75年 女性 24.24年

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 健康づくり活動に参加し、自発的に健康づくりを行いましょう。
- 健康づくり活動の担い手として、健康づくりを進めましょう。
- 食への関心を持ち、望ましい食生活を実践しましょう。
- 食に関する団体や農業生産者、食品の製造・販売者などが連携し、食育に関する取り組みを幅広く展開しましょう。
- 事業者は関係機関と連携し、従業員の健康づくりを促進しましょう。
- マスクの着用や手洗い、手指の消毒を徹底するなど、感染症の拡大防止に取り組みましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール2 飢餓をゼロに
- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策11 保健予防の充実

施策の目指す姿

市民一人一人がライフステージに応じた健康診査などを活用し、自ら疾病予防、健康の保持・増進に取り組んでいます。

施策の現状

本市では、妊娠期から子育て期までの相談場所として、保健センターと本庁舎1階に保健師・助産師を配置し、妊娠届出の際に妊婦と直接面談し、子育てに関する情報提供や相談を行う利用者支援事業（母子保健型）の実施や、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施、家庭訪問、健康相談、健康教育など、妊娠期から親子の健康の保持・増進、疾病予防と育児支援に係る事業を実施しています。

子どもの疾病予防については、予防接種法に基づく予防接種のほか、学校では、学校保健安全法に基づく健康診断や歯科健診などを実施しています。

成人の疾病予防については、メタボリックシンドローム、糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防に向けて、健康相談・健康教育などを実施するとともに、がんの早期発見、早期治療のため、各種がん検診などを実施しています。

歯科疾患の予防については、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健事業を推進しています。

施策の課題

- 市民が健康な生活を営むため、健康診査・健康診断や疾病予防に対するより一層の支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 親子の健康の推進

- 妊婦や乳幼児の健康診査により、疾病の早期発見や予防接種の接種勧奨を進めます。また、健康相談や家庭訪問などによる相談指導を実施します。
- 不妊や不育に関する正しい知識の普及を図るため、啓発活動に取り組むとともに、不妊・不育症

検査や不妊治療の経済的負担を軽減するため、その費用の一部を助成します。

(2) 疾病予防の推進

- がんや生活習慣病などの早期発見・早期治療のため、がん検診や健康診査などの受診を勧奨するとともに、精密検査が必要な方には受診を促します。
- メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防のため、健康教育・健康相談を充実します。
- 歯科疾患予防のため、歯科健診や歯みがき指導を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
乳幼児健康診査の受診率	96.8%	100%
大腸がん検診の受診率	6.4%	8.5%
肺検診の受診率	8.3%	10.0%
乳がん検診の受診率	18.0%	22.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 乳児の健全な育成のため、民生委員・児童委員による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を活用しましょう。
- 各種健康診査や検診を受診するとともに、健康相談などを有効に活用しましょう。
- 疾病を予防するため、生活習慣を改善しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策12 地域医療体制の充実

施策の目指す姿

かかりつけ医、薬剤師（医科・歯科・薬局）の普及や休日・夜間においても身近で安心して診療を受けることができる地域医療体制が確保され、緊急的な疾病や事故に対応する体制が整備されています。

施策の現状

本市では、救急医療体制を充実するため、急患センターにおける休日の診療体制を確保するとともに、入間市と共同で一週間を通じた夜間における初期救急医療体制を確保しています。

また、二次救急医療体制においては、狭山保健所を中心に所沢地区を圏域として、所沢市、狭山市及び入間市で協定を結び、広域的な休日・夜間における救急医療体制の確保に努めています。

地域医療体制の確立を図るため、一人一人の体質や病歴を把握し、身近で安心して受診や相談が受けられるかかりつけ医及びかかりつけ薬剤師・薬局の普及、定着を促進するとともに、協力体制をとっています。

施策の課題

- 休日・夜間に関わらず、身近で、いつでも受診できる医療体制の安定的な確保が必要です。

主なとりくみ

(1) 診療体制の充実

- 医師会など関係機関と連携し、かかりつけ医及びかかりつけ薬剤師・薬局の普及、定着を促進します。
- 急患センターを中心にして、休日・夜間の初期救急医療体制を充実するとともに、所沢地区医療圏3市（所沢市、狭山市及び入間市）及び西部医療圏5市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市）における二次救急の病院群輪番体制の充実・強化を推進します。
- 地域医療体制の整備のため、小児科医の確保について、所沢地区医療圏3市で引き続き、保健所を通じて県に要望します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
小児科救急医療病院群輪番制病院において診療することができない時間数	122時間/月	0時間/月

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 気軽に相談できる身近なかかりつけ医、かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう。
- #7119（埼玉県救急電話相談）、#8000（小児救急電話相談）を積極的に利用し、病気の症状や程度に応じて、適切な医療機関で受診しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



狭山市急患センター

Ⅱ. 後期基本計画

施策13

高齢者の 生きがいがづくりの推進

施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域において、地域活動の担い手となり、生きがいを持って生き生きと暮らしています。

施策の現状

本市では、高齢者団体による生きがいがづくり活動を支援しています。老人クラブのほか、地域の高齢者を会員とし、高齢者の健康づくり、仲間づくりを目的とし、健康体操やレクリエーションなどの活動に取り組んでいる団体を支援するなど、高齢者の自主的な活動を通じて、生きがいがづくり活動への参加を促進しています。

高齢者は毎年増加し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに地域とのつながりも薄れてきており、また、価値観の多様化などにもより、老人クラブへ加入する高齢者は、令和元年度では2,464人で、ピーク時の平成11年度の5,008人と比較すると51%減少しています。加入率を見ると、令和元年度では5.3%と、平成11年度の28%から大きく減少しています。なお、高齢者の就労の機会を提供するシルバー人材センターの会員数も減少傾向ですが、生産年齢人口の減少に伴い、社会の担い手としての高齢者の役割が高まっていることもあり、受託件数は増加傾向にあります。

施策の課題

- 高齢者の豊富な知識や経験を活かした地域での活動を促進し、高齢者の生きがいがづくりを促進することが必要です。

主なとりくみ

(1) 高齢者の生きがい活動の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って充実して暮らせるよう、健康づくり、仲間づくりなどを目的とする「生きがいがづくり事業（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業及び青空サロン事業）」への参加を促進します。
- 高齢者のニーズを的確に把握し、活動団体を支援することにより、高齢者の自主的な活動を促進します。

(2) 高齢者自らで地域社会を担うための支援

- 高齢者が持つ豊富な知識や経験を地域社会で活かすため、ボランティア活動や世代間交流の一層の活性化を図り、高齢者の社会参加を促進します。
- 高齢者自身が主たる担い手となって地域の課題を解決するための活動を行う団体を支援します。
- 高齢者が就労を通じて生きがいを得られるよう、シルバー人材センターの運営を支援します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
「生きがいづくり事業（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業及び青空サロン事業）」の参加者数	6,475人	6,864人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 生きがい活動や生涯学習などへ参加しましょう。
- 高齢者の豊富な知識や経験を社会に還元しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール8 働きがいも経済成長も
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



施策14 地域包括ケアの推進

施策の目指す姿

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしています。

施策の現状

住み慣れた自宅や地域で高齢者の生活を支えるため、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を目途に地域包括ケアシステム^{*1}を構築することが必要とされています。本市においても、地域包括ケアシステムの構築を施策の中心に据え取り組んでおり、これまでに、地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターの担当する日常生活圏域^{*2}の分割・細分化や介護予防・日常生活支援総合事業の実施、在宅医療と介護の連携、生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員の配置などに取り組んできました。

今後も、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増加することが予想されていることから、これまでの取り組みをより一層充実させていくことが求められています。

施策の課題

- 高齢者が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステム体制の構築が必要です。

主なとりくみ

(1) 支援の拠点・ネットワークの充実

- 高齢者の多様なニーズに応じて、相談体制や必要な支援が行われるよう、高齢者支援の地域の身近な拠点である地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉の関係機関や団体とのネットワークを充実します。
- 地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画との連携を図りつつ、地域ケア会議の開催により地域課題を抽出し、自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などと連携して取り組むことで、支え合いのネットワークを充実します。

(2) 介護予防・生活支援の推進

- 地域課題の分析、高齢者ニーズの的確な把握を踏まえ、NPOやボランティア団体などと連携し、介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築します。

- 認知症予防のための講座や講演会、また、認知症相談会の開催などにより、認知症予防を推進します。
 - 身近な場所で介護予防の体操を行い、通いの場^{※3}でもある「いきいき百歳体操」の自主グループの活動を支援します。
 - 後期高齢者医療制度等と連携し、介護予防事業と高齢者保健事業の一体的な取り組みを推進します。
- (3) 認知症ケアの向上と認知症を支える地域づくり
- 自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などへの研修の実施などによる認知症ケアの向上と、認知症サポーターの養成などによる認知症を支える地域づくりを推進します。
- (4) 医療と介護の連携の推進
- 医学的管理の必要性の高い在宅の高齢者などに対する、医療と介護の連携を推進します。
- (5) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスを更に推進するとともに、相談体制を充実します。
 - 成年後見制度を周知し、利用を促進するとともに、高齢者への虐待の防止や早期発見に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
地域の通いの場（いきいき百歳体操）の自主活動グループ数（平成29年度以降の累計）	27グループ	95グループ
認知症サポーターの養成数（平成20年度以降の累計）	11,492人	17,000人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 自立した生活が送れるよう、介護予防事業に積極的に参加しましょう。
- 地域住民の力を活用し、介護予防を進めましょう。
- 地域で要援護高齢者を見守りましょう
- 認知症への正しい理解を広め、適切に対応しましょう。
- 各種福祉サービスを適切に利用しましょう。
- 成年後見制度を理解し、有効に活用しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう



※1 地域包括ケアシステムとは

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、各人の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

※2 日常生活圏域とは

市が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他条件を総合的に勘案して定める区域のこと。

※3 通いの場とは

住民が主体となり、体操や趣味活動等を月1回以上行い、介護予防に資すると市が判断する場のこと。その運営については、市が財政的支援を行っているものに限らない。

施策15 介護サービスの充実

施策の目指す姿

介護保険サービスが適切に受けられるよう、サービスを提供する事業所などの基盤整備と質の確保などにより、社会全体で要介護者が支えられ、要介護者とその家族が安心して暮らしています。

施策の現状

令和元年8月末現在の要支援・要介護認定者数は6,280人で、毎年約4%増加しています。このように、要介護認定者が増加するなかで、保険給付の状況や介護ニーズなどを勘案して高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、計画的に介護保険サービスの基盤を整備しています。

介護保険サービス事業所や施設では、職員の確保と定着が大きな課題となっており、職員の処遇改善等に向けた取り組みを県や市、事業者と協働で実施しています。

施策の課題

- 要介護等認定者の増加に見合った介護サービスの基盤の整備や介護人材の確保を図るとともに、制度改正に伴う新たなサービス体制について、地域住民の理解と協力が必要です。

主なとりくみ

(1) 介護保険サービス・福祉サービスの充実

- 地域支援事業など、他のサービス体系との関連性を踏まえつつ、効果的な福祉サービスを提供します。
- ニーズ調査を実施し、市民のニーズに応じた適切な介護基盤の整備を図ります。

(2) 介護サービスの質の向上と人材の確保

- 国、県などによる研修などを通じて介護施設職員の質を高めるとともに、狭山市介護保険サービス事業者協議会^{※1}や埼玉県社会福祉協議会等の関係機関と連携し、人材の育成や確保、職員の処遇改善に向けた支援に取り組みます。

※1 狭山市介護保険サービス事業者協議会とは

提供サービスの質の向上及び地域ケア体制の確立に貢献することを目的として設立された介護保険サービス事業者の団体のこと。

(3) 給付の適正化と情報の提供

- 介護サービス利用者に過不足なくサービスが提供され、本人の状態に応じたケアが受けられるよう、給付内容の分析や事業所への指導監督の実施など介護保険給付の適正化に取り組みます。
- 広報紙、公式ホームページなどにより、介護保険制度に関する情報発信を充実します。

施策の成果目標

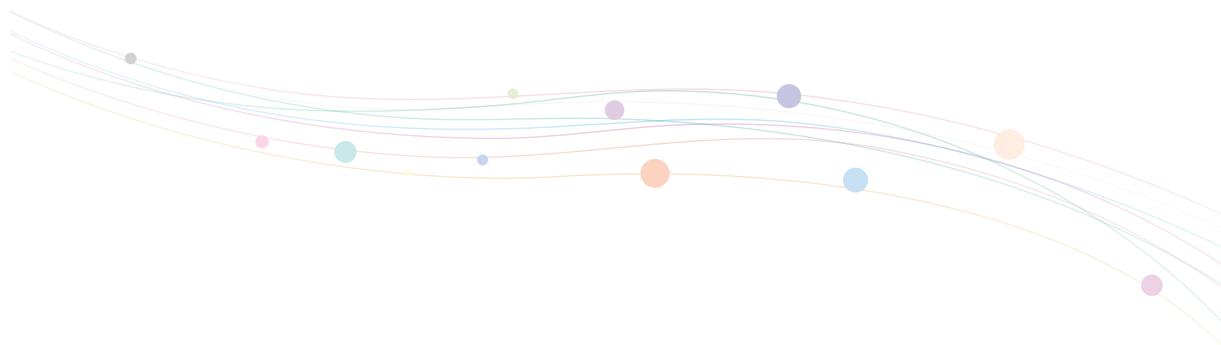
項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
要介護認定者数に対する特別養護老人ホームの市内在住待機者数の割合（8月1日時点）	4.47%	4.00%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 介護保険制度を理解し、制度の普及に協力しましょう。
- 事業者は長期的視点に立ち、職員のスキルアップを進めましょう。
- 事業者は給付のルールを遵守し、高齢者の自立を促すサービスを提供しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう



施策16 障害者の自立支援の促進

施策の目指す姿

障害の特性や障害者の生活状況に応じた適切なサービスが提供されることにより、障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしています。

施策の現状

障害者施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体として障害者福祉プランを策定しています。サービス等利用計画をもとに障害福祉サービスを提供していますが、障害福祉サービスの利用者は年々増加し、高齢化が進んでいます。これまで、障害の種別に応じて相談支援事業を実施してきましたが、障害のある方やその家族を総合的に支援していくため、障害者基幹相談支援センターを設置し、また、指導助言を行う総合支援コーディネーターにより相談支援体制の強化を図っています。

また、障害の特性に応じて、障害福祉サービスを提供しており、利用者が適切なサービスを利用しやすいよう、より一層情報提供の充実に努めています。

さらに、就労や生産活動の機会を提供する就労支援施設^{*1}や生活の場であるグループホームの整備を促進しています。

施策の課題

- 障害の特性に応じて必要とされるサービスを適切に利用できるよう、きめ細かな情報提供が求められるとともに、障害の重度化や障害者の高齢化に対応するため、相談支援事業所や介護保険事業者などとの連携強化が必要です。また、地域生活を支援する通所施設やグループホームの拡充が必要です。

※1 就労支援施設とは

就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設のことで、一般企業への就労を希望する方を対象とした就労移行支援施設と一般就労への就労が困難な方を対象とした就労継続支援施設がある。

主なとりくみ

(1) 障害福祉サービスの利用促進

- 障害の種別に関わらず、障害者自らの意思で適切なサービスが選択できるよう、サービス内容に関する情報提供に努めます。また、相談支援事業所との連携により、適正な障害福祉サービスの利用を促進します。
- 幼少期から高齢期までのライフステージに応じて、複数のサービスを適正に結びつけることや切れ目ない支援を行うためのケアマネジメント^{※2}の取り組みを強化します。

(2) 障害者支援の充実

- 障害者のニーズを的確に把握し、グループホームや通所施設などの施設整備を促進します。
- 障害のある児童生徒の放課後や夏休みなどの居場所を確保し、必要な訓練や療育を行う放課後等デイサービスの質の向上を促進します。
- 就学前児童を対象とする青い実学園では、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業により児童と家族への支援を充実します。
- 福祉的就労の場で作られた製品を紹介するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)^{※3}に基づき、物品などを積極的に調達します。

(3) 相談支援体制の充実

- 障害種別にとらわれることなく、多様な相談を総合的に受けられる障害者基幹相談支援センターを充実します。また、総合支援コーディネーターの指導・助言により、相談支援専門員の資質向上を図ります。
- 相談支援専門員によるサービス利用計画の作成とモニタリングを実施し、総合的かつ継続的な相談支援を充実します。
- 就学前の児童を対象とする相談に応じる職員の専門性を向上します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
障害福祉サービス(訪問系)の利用者数	317人	431人
障害児通所支援サービスの利用者数	410人	631人
障害福祉サービス(日中活動系)の利用者数	757人	1,030人

※2 ケアマネジメントとは

障害者の地域における生活を支援するために、障害者の意向をふまえて、保険・医療・福祉サービスなどを適正に利用できるよう調整する援助方法のこと。

※3 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)とは

障害者が自立した生活を送るためには経済的基盤の確立が必要であり、国や地方公共団体などが率先して障害者就労施設から物品の調達を行うよう定める法律のこと。

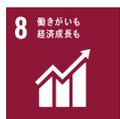
Ⅱ. 後期基本計画

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 一人一人の障害の特性に応じ、適切に障害福祉サービスを利用しましょう。
- 障害福祉サービスの利用の際は、地域の相談支援事業所を活用しましょう。
- 事業者は、障害者のニーズに合った施設を整備しましょう。
- 事業者は、関係者との連携により地域での相談体制を充実しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール8 働きがいも経済成長も
- ゴール10 人や国の不平等をなくそう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

第1章

第2章
健康福祉

第4節

障害者福祉の充実

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



就学前児童を対象とした児童発達支援事業（青い実学園）



障害者基幹相談支援センター

施策17 障害者の社会参加の促進

施策の目指す姿

障害者が就労や文化・スポーツ活動などを通じ、社会に参加できる環境が整備されるとともに、公共施設などのバリアフリー化が進むことにより、障害者の活動範囲が広がっています。

施策の現状

障害者が地域で生活し、様々な分野の活動に参加できるよう、権利擁護や合理的配慮^{※1}を進めるため、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）^{※2}が制定されました。本市においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領により、不当な差別の禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務、相談体制の整備、研修や啓発について定めています。また、障害種別による配慮等事例集を作成し、差別の解消を進めています。さらに、平成30年7月から障害への理解促進に向けた事業「あいサポート運動^{※3}」を実施し、だれもが暮らしやすい共生社会の実現を目指しています。

社会参加と自立支援を推進するため、障害者の就労支援の拠点である障害者就労支援センターを障害者基幹相談支援センター内に移設し、横断的な生活相談と就労相談を可能としました。

障害者の文化・スポーツ活動としては、障害者が制作した作品を、市役所などで紹介するほか、全国障害者スポーツ大会などへの参加の勧奨を行っています。

公共施設などのバリアフリー化については、障害者に優しい建物になるよう、狭山市福祉環境整備要綱に基づき、福祉環境の整備及び改善を推進しています。

※1 合理的配慮とは

障害があるために、その場に参加できなかったり、サービスの享受がなされない場合に、障害者の社会参加に対する機会の保障を確保するために行う調整や変更のこと。

※2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）とは

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された法律のこと。

※3 あいサポート運動とは

様々な障害の特性や障害者が実際に困っていることを理解した上で、少しの手助けや配慮を実践することにより、障害者が暮らしやすい共生社会をともに作っていかうという活動のこと。

施策の課題

- 障害者がより充実した地域生活を送るには、障害者の権利擁護や生活のしづらさを解消するための合理的配慮が必要です。また、就労機会の拡充や文化・スポーツ活動を充実させ、さらには公共施設などのバリアフリー化を進める必要があります。

主なとりくみ

(1) 障害者の就労の促進

- 障害者就労支援センターを拠点として、関係機関と連携し、技術トレーニングや職場生活におけるソーシャルスキルを学ぶ機会を創出し、就労移行支援事業を充実します。
- 障害者の就労について、事業主や市民の理解を深め、就労の機会を拡大します。
- 障害者就労支援センターの支援員による継続的な職場訪問や相談を通じて、職場定着を促進します。

(2) 障害者の文化・スポーツ活動などの推進

- 障害者が文化・スポーツ活動を通じて、様々な人との交流や社会参加ができるよう、文化・スポーツ活動の周知とともに参加を促進します。
- 障害者の作品展を開催し、障害者が制作した絵画や陶芸などの作品を広く紹介します。

(3) 公共施設などのバリアフリー化とユニバーサルデザイン^{※4}の推進

- 障害者が利用しやすいよう、公共施設や地域コミュニティ施設などのバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインに基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が生活しやすい環境づくりを促進します。

(4) 障害への理解を深めるための啓発

- 障害者の社会参加を促進するため、障害への正しい理解と権利擁護や合理的配慮などについて広く理解が深まるよう、様々な機会を捉えて周知します。
- あいサポート運動を展開し、障害に対する理解と配慮ができるまちづくりを推進します。
- 障害者週間にWell being^{※5}を開催し、障害者の福祉についての関心や理解を深めてもらうためのパネル展や、障害者自身の活動・活躍にスポットをあてたパネル展や発表会を行い、障害への理解を深めるための啓発活動を推進します。

※4 ユニバーサルデザインとは

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方のこと。

※5 Well beingとは

平成21年度から毎年テーマを決めて開催している障害者福祉への向上と理解促進を目的とした啓発イベントのこと。地域における障害者福祉の関係団体で組織されている狭山市自立支援協議会が中心となり企画・運営をしている。

Ⅱ. 後期基本計画

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
障害者就労支援センターの支援による就職人数	51人	69人
あいサポート研修を受講したあいサポーター ^{※6} の人数	690人	814人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 企業は、障害者の雇用や職場環境の整備を進めるとともに、職場の仲間の理解を促進しましょう。
- 障害者との相互理解を図るとともに、交流の機会を確保しましょう。
- 障害者は、積極的に文化・スポーツ活動に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール8 働きがいも経済成長も
- ゴール10 人や国の不平等をなくそう
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう

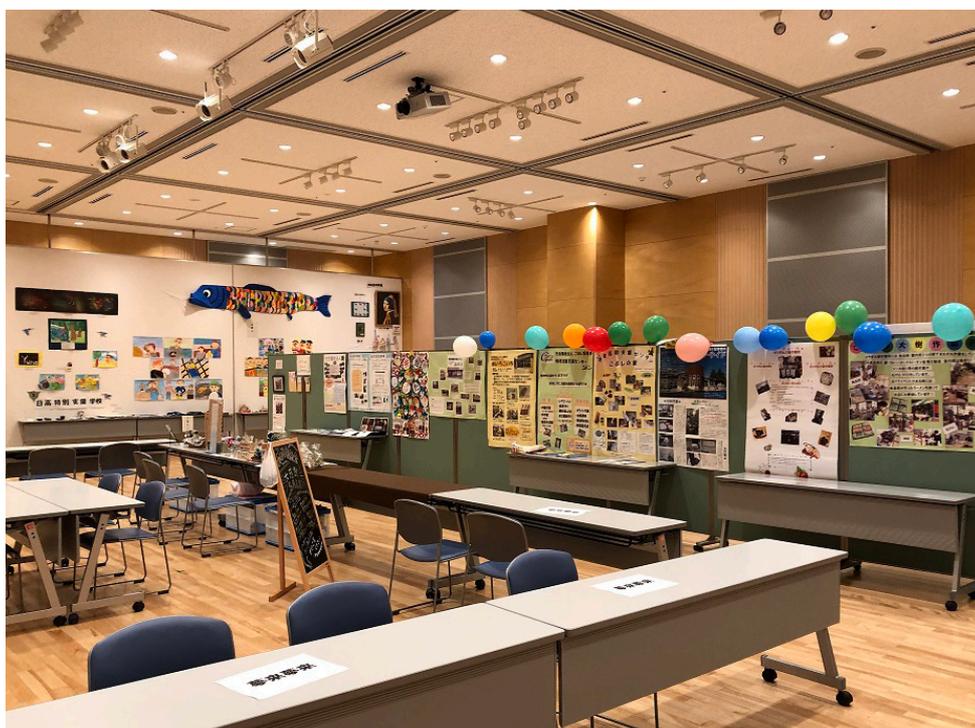


※6 あいサポーターとは

様々な障害の特性があることや障害者が実際に困っていること、それに対する必要な配慮などを理解し、日常生活においてその配慮などを実践し、活動をしていく人のこと。



あいサポート研修



Well being

Ⅱ. 後期基本計画

施策18 仕事と子育ての両立支援

施策の目指す姿

認定こども園、保育所、地域型保育事業所の整備により待機児童が解消されていることに加え、時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業などの提供体制の確保や、学童保育室の対象児童の拡大や整備により、保護者が安心して仕事と子育てができる環境のなかで、子どもが健やかに育っています。

施策の現状

就学前人口は減少傾向にあるなかでも、保育の申し込み件数は増加しています。このため、平成28年度から令和2年度までに保育所2か所、認定こども園（保育部分）1か所、地域型保育事業所5か所を新規に開設しましたが、待機児童数は令和2年4月時点で38人となっており、減少傾向ではありますが解消にはいたっていません。

公立保育所については、施設の老朽化が進んでおり、保育環境を維持するため、計画的に改修などを実施しています。

入曽地区の子育て支援の中心的役割を担い、子育てに関する包括的な支援を行うため、入間中学校跡地に保育所及び児童館機能を有する複合施設として、入曽地区子育て支援拠点施設の整備を進めています。

このような中、第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画のなかで、就学前の教育・保育や時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の量を見込み、提供体制を確保するための施策を展開しています。

学童保育室については、予想を超える入室希望児童の増加に伴い、待機児童数は令和2年4月時点で63人となっており、待機児童解消のため、小学校敷地内に限らず敷地外にも施設を新たに整備し、定員の拡大を図っています。また、管理運営の充実を図るため、一部の学童保育室に指定管理者制度を導入しています。

施策の課題

- 待機児童解消への取り組みや多様化する保育ニーズへの対応が必要です。
- 公立保育所では、入所している子どもの保育だけでなく、保護者への支援や地域の子育て支援を行うために蓄積してきた専門知識やノウハウ等を更に充実させ、本市全体の保育及び子育て支援の質の向上を図ることが必要です。併せて、老朽化した施設の環境整備が必要です。
- 学童保育室では、施設の整備拡充と安全・安心で効率的な運営が必要ですが、学校の余裕教室や職員のなり手が不足しています。

主なとりくみ

(1) 保育施設の整備と保育内容の充実

- 待機児童の解消を図るため、認可保育所、認定こども園などを整備します。
- 多様化する保育ニーズに適切に対応するため、保育時間の延長など、必要な保育メニューの充実を図ります。

(2) 基幹型保育所^{※1}に位置付けた公立保育所の体制整備

- 地域の子育て支援の中核としての役割を担う基幹型保育所に位置付けた公立保育所の保育体制の充実を図ります。
- 令和5年4月1日に移転開所する水野保育所を基幹型保育所に位置づけ、相談・支援機能等の充実を図ります。

(3) 公立保育所の環境整備

- 公立保育所は、公共施設再編計画に基づき水野保育所の移転を行うとともに、安全・安心な保育環境を維持・向上させるため、老朽化の度合い等により優先順位を見極め個別計画を策定し、改修工事や修繕等を実施します。

(4) 学童保育の充実

- 学童保育室の安定的な運営と保育の質を確保するため、放課後児童支援員の確保を図ります。
- 入室児童数の増大などに対応するため、学童保育室を整備拡充します。
- 保護者のニーズに対応して、学童保育室の保育時間を拡大します。
- 学童保育室への指定管理者制度の導入を計画的に進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
保育施設の待機児童数（4月1日時点）	42人	0人
学童保育室の待機児童数（4月1日時点）	59人	0人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 保育施設や学童保育室の利用により、仕事と子育てを両立しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール8 働きがいも経済成長も
- ゴール10 人や国の不平等をなくそう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



※1 基幹型保育所とは

地域の他の子育て支援施設（児童館や子育てプレイス等）との複合化を念頭に、相談機能の充実や地域連携の強化を図り、保育と子育て支援機能を合わせ持つ保育所のこと。

Ⅱ. 後期基本計画

施策19 子育て支援の充実

施策の目指す姿

地域ぐるみの子育て支援の環境が整備されることにより、子育て家庭とその子どもが地域の人に支えられ、安心して子育て・子育て^{*1}ができています。

施策の現状

本市では、地域における子育て支援の拠点として、総合子育て支援センターと5か所の子育てプレイスでつどいの広場事業を展開しています。

また、核家族化が進むなか、社会全体で次代を担う子どもを育むという観点から、児童館では地域に密着した子どもの居場所づくりと地域との交流の場として事業内容を工夫し利用促進に努めています。

子育て家庭からの相談については、複数の機関が関係する複雑多様化した内容が増えており、家庭児童相談室のほか、相談機関相互の連携が必要な場合が生じています。一方、支援は必要であるものの、相談に至らない家庭も見受けられます。

子育て支援の情報は、狭山市子育てサイト「Home Ciao（ほめちやお）」、市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」^{*2}などを通じて発信しています。

また、総合子育て支援センターを中心に、地域の子育て支援活動団体などの把握に努め、組織活性化へ向けての支援を行う一方で、さやま子育て支援ネットワークを組織し、各団体が横のつながりを持ち、継続して活動できるよう連携を図っています。

施策の課題

- 複雑多様化・増加する相談への対応、子育て情報の収集と的確な提供、子どもの居場所づくりと地域との交流の場としての児童館の活用など、子育て世帯を支援する総合的な取り組みが必要です。

※1 子育てとは

子ども自身が育っていく力を身につけ、自らの力で心身ともに成長すること。

※2 市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」とは

市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

※3 利用者支援事業（基本型）とは

利用者に対し、子育て支援の情報提供や相談・助言を行い、関係機関と連携して妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施すること。また、地域の子育て資源の開発や育成を行うこと。

※4 基幹型保育所とは

地域の他の子育て支援施設（児童館や子育てプレイス等）との複合化を念頭に、相談機能の充実や地域連携の強化を図り、保育と子育て支援機能を合わせ持つ保育所のこと。

主なとりくみ

(1) 子育て支援サービスの充実

- 子育てする親と子どもが気軽に集い、子育ての相談や情報収集、仲間づくりなどができる、総合子育て支援センターと5か所の子育てプレイスで地域における子育て支援の拠点となるつどいの広場事業の充実を図ります
- 多様化する保育ニーズに対応するための一時預かり保育の充実を図ります。
- 魅力ある児童館事業を実施するとともに、子どもが気軽に利用できる環境を整備し、利用の促進を図ります。
- 子育てを地域で支えることができるように、地域で子育てサポートを行う人たちの人材育成等を図ります。

(2) 相談体制の充実

- 総合子育て支援センターは、子育て支援の拠点として親子で交流できる場の提供とともに、「利用者支援事業（基本型）^{※3}」を実施し子育て家庭からの相談を受け、適切な支援につなげていきます。
- 地域の子育て支援の中核としての役割を担う基幹型保育所^{※4}で、子育てに関する相談に応じていきます。
- 地域からの情報提供により、支援を必要とする家庭を把握し、適切な支援が受けられるよう、相談等を実施します。

(3) 子育て支援ネットワークの充実

- 地域の子育て支援団体の活動を支援する一方、さやま子育て支援ネットワークを組織し、団体間の横の連携を強め、活動の広がりにつながるよう支援します。また、さやま子育て支援ネットワークに属さない子育て団体の把握に努め、必要に応じて情報提供を行い、団体運営を支援します。

(4) 児童館サービスの充実

- 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、情操を豊かにするよう児童館事業の充実を図ります。また、安心して利用できる居場所づくりや、地域との交流の場としての児童館サービスの充実を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
つどいの広場事業 (総合子育て支援センター・子育てプレイス) の利用者数	45,004人	48,000人
利用者支援事業（基本型）の利用者数	—	121人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 身近な地域の子育て支援の場に、積極的に参加しましょう。
- 子育ての困りごとは、身近な相談場所に相談しましょう。
- 事業者は子育て支援のネットワークづくりに参画しましょう。
- 中学生・高校生は児童館活動に積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう
- ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策20

ひとり親家庭の 自立支援の推進

施策の目指す姿

ひとり親家庭に対する適切な支援により、ひとり親家庭が安心して暮らしています。

施策の現状

ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給制度による経済面での支援、母子・父子自立支援員による生活面・就労面等の相談対応や安定的・継続的な就労のための就労支援プログラムの作成による就労支援、就職に有利な資格取得を後押しする高等職業訓練促進給付金の支給等により、自立を促進する支援を行っています。しかし、ひとり親家庭が安心して暮らすためには、更なる自立支援策の推進が求められています。

施策の課題

- 非正規雇用で働くひとり親家庭の経済的な安定が必要です。
- 安心して就労するために、子どもたちの居場所が必要です。
- 仕事と子育てで多忙となり地域とのつながりが持ちにくくなることから、地域での見守りと支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 経済的な支援と相談援助による自立支援の推進

- 児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給などにより、ひとり親家庭などへの経済的な支援を引き続き実施します。
- ひとり親家庭が就労を継続するために、子どもが安心して過ごせる場所（保育所、学童保育室など）や制度（一時保育、トワイライトステイ^{※1}など）を充実します。
- 安定した収入が得られるよう母子・父子自立支援員により、就労支援や養育費取得のための支援を行います。
- 必要な情報を提供し、自立に向けた総合的な支援を実施します。

※1 トワイライトステイとは

平日の夜や休日に子どもを預かる事業のこと。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
母子・父子自立支援員が就労相談対応をした件数	118件	130件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ひとり親家庭が孤立しないように、地域で支えましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール8 働きがいも経済成長も
- ゴール10 人や国の不平等をなくそう
- ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



施策21

児童虐待防止対策の充実

施策の目指す姿

子育て家庭が、地域や関係する機関に見守られ、支援を受けながら安全に暮らし、児童虐待のない地域になっています。

施策の現状

社会的な関心が高まっている児童虐待については、支援の必要な世帯が増えています。

そのため、支援の必要な家庭の見守りと支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所、民生委員・児童委員などの35機関で情報を共有し、見守りや支援の方針を協議し、児童虐待の未然防止、早期対応に努めています。

また、虐待防止に関する知識を高めるため、オレンジリボンキャンペーンの実施や各種講座、講演会を開催し、市民に向けて啓発活動を実施しています。

さらに、支援の必要な世帯が居住地を移動した場合に確実に情報を共有できるように所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の近隣5市間で、児童虐待防止に関する連携協定を締結しています。

施策の課題

- 児童虐待に対する正しい知識の普及と早期発見・早期対応が必要です。
- 支援が必要な家庭への見守りと支援の充実が必要です。

主なとりくみ

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 要保護児童対策地域協議会を中心に、地域の関係機関が連携し、支援の必要な家庭への支援方針等の情報を共有し、児童虐待の発生予防に努めていきます。
- 児童虐待防止の啓発活動を引き続き実施します。
- 児童虐待防止に関する連携協定を締結した5市による連携を強化し、近隣5市間以外でも、情報共有・情報連携に努めていきます。
- 地域の全ての子どもや家庭の相談に対応する狭山市子ども家庭総合支援拠点を整備し、家庭児童相談を児童虐待防止に向けて実施していきます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
家庭児童相談の件数	4,044件	4,050件
支援の必要な家庭に対する関係機関連携会議 (個別ケース会議)の開催数	79回	100回

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 泣き声や怒鳴り声など、児童虐待の疑いがあるときは、迷わず、市や児童相談所、警察などの関係機関へ通報しましょう。
- 「しつけ」と称した子どもへの暴力はやめましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール16 平和と公正をすべての人に
- ゴール17 パートナリシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策22

社会保障制度の円滑な運用

施策の目指す姿

生活保護、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金などの社会保障制度が適正かつ健全に運営されることにより、社会の安定に寄与しています。

また、自助・共助・公助が一体となった地域共生社会を実現するための過程の中で、生活困窮世帯の自立促進と複合的課題を抱えた世帯への支援が充実しています。

施策の現状

近年、全国的に生活保護受給者の増加傾向は続いており、より適正な生活保護の制度運営と受給者に対する自立支援を重視して取り組んでいます。また、生活困窮者への支援として、生活困窮者自立支援制度が実施され、経済的な側面だけでなく、複合的な課題を抱える世帯への包括的な相談・支援を展開しているほか、困窮世帯の児童生徒に対する学習支援を実施しています。

国民健康保険制度については、高齢化や医療の高度化などに伴う医療費の増加などにより、厳しい運営状況にあります。このため、平成30年度から広域化された新しい国民健康保険制度のもと、給付と負担の公平性を高め、医療費の適正化を図るとともに、保険税収納率の向上や効率的で安定した運営に努めています。

介護保険制度については、要支援・要介護認定者の増加に伴い介護サービス給付費が増加しており、介護予防の推進や給付の適正化など、健全で持続可能な制度を運営しています。

国民年金制度や後期高齢者医療制度については、円滑な運営のために継続して制度を周知しています。

施策の課題

- 社会情勢の変化に伴い、各種社会保障制度の適正かつ円滑な運営が必要です。

主なとりくみ

(1) 生活困窮者への自立支援

- 生活に困窮した世帯が抱える様々な問題に対処するために、トータルサポート推進室を中心として、適切な相談・支援により、就労準備の支援、家計改善の支援及び困窮世帯の児童生徒に対する学習支援を推進します。
- 民間団体等が実施している子ども食堂^{※1}などの活動とのマッチングを図り、生活困窮者と地域社会とのつながりを深めます。
- 生活保護制度を適正に運営するとともに、生活保護・生活困窮世帯の自立に向けた就労支援を行います。

(2) 国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の円滑な運営

- 診療報酬明細書などの点検による給付の適正化やジェネリック医薬品の利用促進による医療費の縮減を推進します。
- 特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上及び生活習慣病の重症化予防事業の推進に向けて、受診の勧奨、保健指導の促進、医療機関等の関係団体への協力依頼を行い、給付の適正化を図ります。
- 埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度を円滑に運営します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、健康診査の結果をもとに関係部署が連携して重症化予防、介護予防につながる取り組みを行います。

(3) 介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険サービス事業者協議会を通じて事業者を支援することにより、円滑な介護サービス体制を構築するとともに、介護保険給付費適正化の実施などにより、良質な介護サービスを提供します。また、介護予防に向けた取り組みを実施します。
- 制度の周知に努めるとともに、公正・公平な要介護認定を引き続き実施します。

(4) 国民年金制度の啓発

- 国民年金制度への理解を深めるため、広報紙や公式ホームページなどを通じて、制度の周知・啓発に取り組めます。

※1 子ども食堂とは

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みのこと。子どもに限らず、広く地域住民を対象としており、地域交流の場でもある。

Ⅱ. 後期基本計画

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活保護受給者就労支援事業によって支援した件数のうち、就労につながった件数の割合	31.0%	31.0%
生活保護制度の就労支援事業における支援件数	106件	110件
国民健康保険特定健康診査の勧奨に対する受診率(前年度新規受診者に対する勧奨通知後の受診率)	44.0%	69.0%
国民健康保険特定保健指導の新規対象者の利用率(特定健診の結果、新たに特定保健指導対象者となった方の利用率)	21.7%	44.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 各種社会保障制度を理解し、適切に利用しましょう。
- 疾病治療において、ジェネリック医薬品の利用に努めましょう。
- 日常的に健康管理を行うとともに、特定健康診査や特定保健指導を活用しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール2 飢餓をゼロに
- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール8 働きがいも経済成長も
- ゴール10 人や国の不平等をなくそう
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう

